

各 位

盛岡信用金庫

大船渡市における大規模山林火災における災害等に対する取り扱いについて

このたびの大船渡市における大規模山林火災により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

盛岡信用金庫（理事長 浅沼晃）では、大船渡市における大規模山林火災により被害を受けられました皆様に対し、当金庫営業店舗において、被災状況に応じ次の通りお取扱いすることと致しましたのでお知らせいたします。

なお、本件に関するご相談は、最寄りの店舗およびローンプラザにおいて受付しております。

記

1. 被災状況に応じた預金払戻し等の取扱い

- (1) 預金証書、通帳がない場合でも預金者本人であることを確認して払戻しに応じております。
- (2) 届出の印鑑がない場合には、拇印を押印していただき払戻しに応じております。
- (3) 定期預金、定期積金等は、期限前払戻しに応じます。
また、これを担保に融資にも対応いたします。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形・小切手については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に応ずることとしております。
- (5) 手形・小切手の不渡処分等についてはご相談ください。可能な限り対応いたします。
また、電子記録債権の取引停止処分等についてもご相談ください。
- (6) 汚れた紙幣・硬貨の引換えに応じております。

2. ご相談窓口（預金・その他）

○最寄りの店舗および「ローンプラザもりしん」

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

盛岡信用金庫 事務部

電話番号：019-652-2453



あなたのそばに もっと身近に

盛岡信用金庫



〒020-8461 盛岡市中ノ橋通 1 丁目 4 番 6 号